令和８年度岡山市ふるさと納税（岡山市まちづくり人づくり応援寄附金）
お礼品協力事業者募集要項

１　目的

ふるさと納税（寄附金）制度を活用し、岡山市への寄附促進及び地元特産品等のＰＲ等のため、寄附者に岡山市の魅力をより一層アピールできるお礼品（返礼品）として、商品やサービスを提供する企業、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」）を募集します。

２　募集の要件

協力事業者及びお礼品について、次の要件にすべて適合していることとします。

（１）協力事業者について

（ア）各種法令規則等に従った営業活動等を行っていること。

（イ）岡山市税を滞納していないこと。

（ウ）代表者等が、岡山市暴力団排除基本条例（平成 24 年市条例第 3 号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等ではないこと。

（２）お礼品について

（ア）岡山市の魅力をアピールできる特産品等（農産物、海産物、酒類、菓子類、工芸品、観光ツアー等）であること。

（イ）品質及び数量の面において、確実な供給体制を整えていること。（ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは認める。）

（ウ）説明文や写真データ等の情報が提供できるもの等であること。

（エ）令和 7 年 6 月 24 日付け総税市第 74 号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」により総務省自治税務局市町村税課長から通知された「４．地場産品基準（告示第５条関係）」や平成 31 年総務省告示第 179 号第５条を遵守し、その基準に適合するお礼品とすること。

【地場産品基準の例】※以下のいずれかに該当すること。

（以下の項目には令和８年 10 月１日以降から適用される規定も含まれています。）

１　岡山市内において生産されたものであること。※

※「桃、ぶどう、梨、岡山県産米、岡山県産牛肉（千屋牛及び備前牛を除く。）」については、岡山県内の各市町村で生産されたものも岡山市内で生産されたお礼品として扱います。（平成 31 年総務省告示第 179 号第５条第８号ハに該当）

２　岡山市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

３　岡山市内において返礼品等の製造、加工その他の工程を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、岡山県内において生産されたものを原材料とするものに限ること。

※価値割合の算出方法については、価格に基づく算出とする。

イ　岡山市内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているものであること。

※岡山市内で企画・立案された返礼品に関しては、岡山市に本社機能等があり、岡山市と相当程度関連があるものとし、岡山市で生じた価値が明白なものに限定する。(例) 伝統工芸品、繊維業など主力産業に関係するもの、歴史・文化において岡山市にゆかりがあるもの、本市内外での知名度があり「ふるさと」を実感できるもの等

なお、総務省の地場産品基準に適合する旨の客観的な立証及び証明をしていただく必要があります。

ロ　岡山市が寄附金の募集を開始する日までに、岡山市が管理するウェブサイト上で、総務大臣により定められた項目（返礼品等の名称、岡山市内で生じた価値の割合、返礼品等の製造・加工地、岡山市における調達費用、一般販売価格）を公表されるもの。

※総務大臣により定められた項目の公表をご承認いただけない場合はお礼品を登録することができません。

4　返礼品等を提供する岡山市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

5　岡山市の広報の目的で製造等された岡山市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当すること。

イ　形状、名称その他の特徴から岡山市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

ロ　指定対象期間の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の九月三十日までの間に、岡山市が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品の提供によるものを除く。）があるもの。

ハ　指定対象期間において、岡山市が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの。

6　前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の７割以上であること。

7　岡山市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が岡山市に相当程度関連性のあるものであること。

7の2　岡山市内に所在する宿泊施設であって、岡山県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、岡山県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係

る役務であること。

７の３　岡山市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ　当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき１人当たり５万円を超えないもの

ロ　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第 85 号）第２条第１項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第２条第１項の特定非常災害発生日から起算して１年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

７の４　岡山市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

８　次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ　岡山市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ　岡山県が岡山県内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを岡山県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ　岡山県が岡山県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

９　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

（３）寄附金額とお礼品の価格等

寄附金額については、10,000 円以上として 1,000 円刻みで設定し、お礼品の価格（税込、梱包代込）に 2.6 分の 10 を乗じた額を目安に岡山市で設定しています。

※総務省の税制改正等に伴い、今後寄附金額を調整する場合があります。

配送料等お礼品に係る費用は全て岡山市が負担しますが、配送料等が高額となるお礼品は寄附金額を調整する場合があります。

（４）登録お礼品数の上限

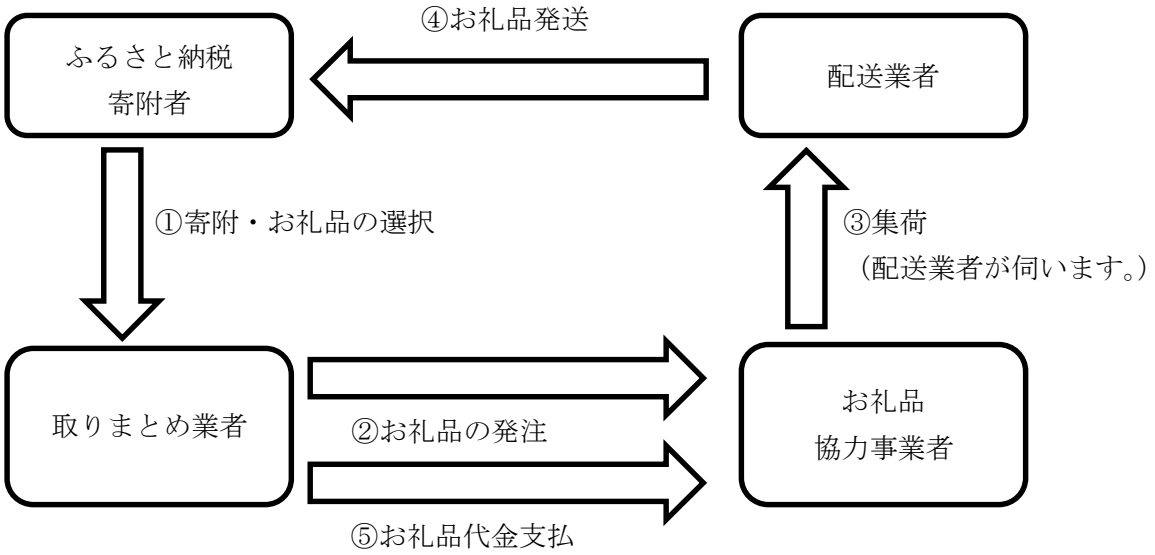
１事業者あたりに対するお礼品数の上限を 50 品とします。（数・内容量・大きさ違い及び定期便を除く）

３　協力事業者のメリット

（１）岡山市の契約するふるさと納税のポータルサイトにお礼品の画像、商品名、協力事業者名等を掲載することにより、自社の取り組みを全国に広くＰＲすることができます。また、岡山市の作成するチラシ等で紹介される場合もあります。

（２）お礼品発送時に、協力事業者のパンフレット等（お礼品の価格の記載がないもののみ可）の同封ができ、自社商品等のＰＲができます。

【事業のイメージ】



４　申込方法

岡山市財政局税務部税制課へ下記（１）の書類の原本をご提出のうえ（２）をＥメールでご送付ください。

（１）誓約書兼同意書（様式第１号）

必要事項を記入の上ご提出ください。（提出先は文末にあります。）

（２）岡山市ふるさと納税お礼品協力事業者エントリーシート（Excel 様式）、

下記宛にＥメールでご送付ください。

・送信先：zeisei@city.okayama.jp

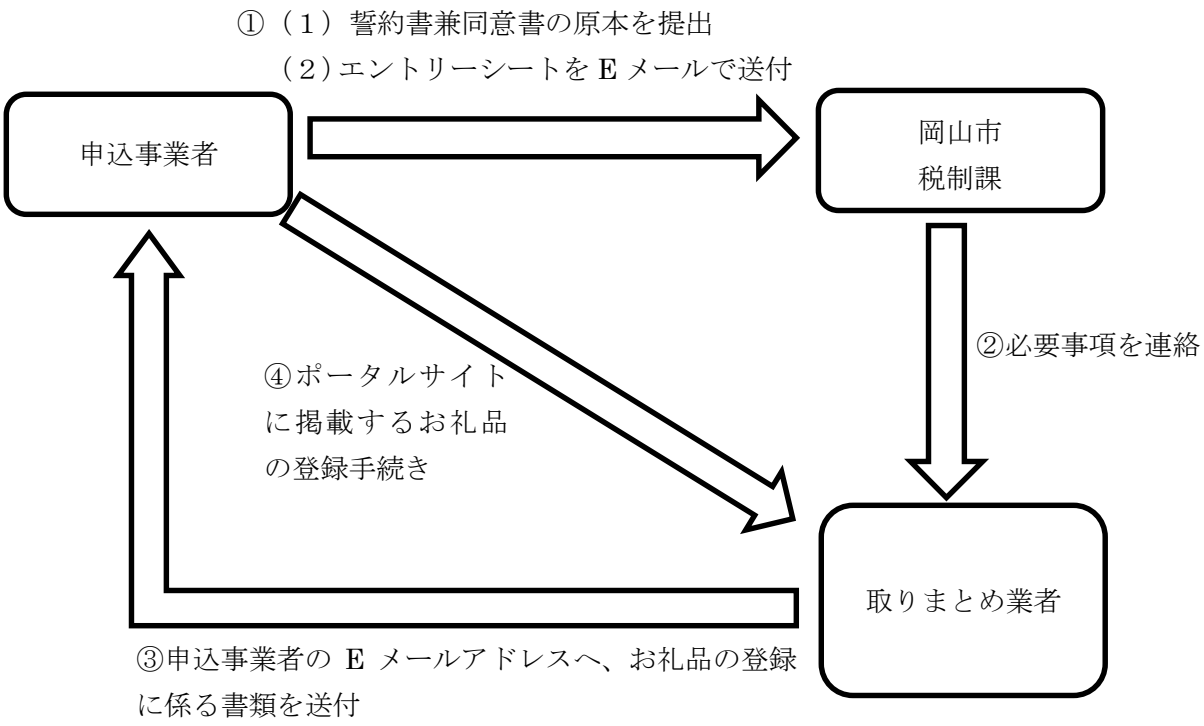
・メール件名：岡山市ふるさと納税お礼品協力事業者の申込について

※岡山市に連絡をいただいた後、記載のメールアドレス宛てにふるさと納税取りまとめ業者（㈱さとふる、㈱ＪＴＢ）からお礼品の登録に係る書類を送付しますので、それぞれの取りまとめ業者へ必要書類の提出等をお願いします。

※お礼品の登録（ポータルサイトへの掲載等）は、それぞれの取りまとめ業者への手続き完了後に、総務省による返礼品の基準適合確認を受ける必要があります。年に数回、総務省への提出機会がありますが、総務省に提出してから審査が終了するまで場合によっては半年以上かかるため、できるだけ早期の申込みをお願いします。

※岡山市の契約するふるさと納税ポータルサイトに掲載します。
㈱さとふるへの登録の場合は、さとふる、さとふる連携サイト（Ｙａｈｏｏ！ふるさと納税）に掲載します。
㈱ＪＴＢへの登録の場合は、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、ＡＮＡのふるさと納税、Ａｍａｚｏｎふるさと納税等に掲載します。

【申込方法のイメージ】



5　個人情報の保護

お礼品協力事業者は、この事業を遂行するため、個人情報の取扱については個人情報保護法及び関係法令を遵守していただく必要があります。また、寄附者の個人情報は、お礼品の送付以外の目的で使用できません。

6　その他留意事項

（１）自ら生産又は製造したもの以外をお礼品とする場合は、岡山市のふるさと納税のお礼品とすること等について、当該お礼品の生産者又は製造者の同意を得たうえで申請すること。

（２）お礼品の宣伝広告においては、お礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告や、適切な寄附先の選択を阻害するような表現（「お得」、「コスパ（コストパフォーマンス）最強」、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「買う」、「購入」、「還元」など）は行わないこと。

（３）岡山市が広報活動を行うなかで、必要に応じ、お礼品情報等を広報事業者に提供することがあります。

（４）お礼品協力事業者は、決定した商品等を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ業者の承認を得ること。

（５）お礼品協力事業者は、商品の品質や表記内容等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容及び改善策については取りまとめ業者へ報告すること。

また、品質等による補償やクレーム対応については、岡山市は一切責任を負いません。

（６）確実な供給体制を整え、取りまとめ業者と連携して適切な在庫管理を行うこと。

（７）寄附申込後は岡山市（取りまとめ業者）からの出荷指示後、遅滞なく指定する期間内に適切なお礼品の送付を行うこと。また、誇大広告とならないようポータルサイトに記載する内容は各種法令を確実に遵守すること。

（８）岡山市は、登録されたお礼品が、本要項２（１）及び（２）に定める要件に適合しなくなったと認めた場合や国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等によりお礼品としてふさわしくないと判断された場合、各種法令の遵守に疑義が生じた場合等により、予告なく、お礼品の登録を解除又は一時停止することがあります。

（９）この募集要項に適合していても、岡山市が要請した対応が実施されない場合、お礼品の品質等に対し寄附者から同様のクレームが繰り返され、改善される見込みがない等、岡山市との信頼関係が損なわれたと判断された場合には、お礼品の登録を解除することがあります。

（１０）岡山市は、その他やむを得ない事情により、予告なくお礼品の登録を解除又は一時停止する場合があります。

（１１）この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、岡山市との協議によるものとします。

【提出及び問合せ先】岡山市財政局税務部税制課
担当：橋本、大橋
住　所：〒700-8554　岡山市北区大供一丁目２－３（岡山市役所分庁舎３階）
※令和８年11月16日（月）より新庁舎３階へ移転します。
└新庁舎住所：〒700-8544 岡山市北区大供一丁目１－１
E-mail：zeisei@city.okayama.jp
Tel：086-803-1166
Fax：086-803-1748